

○松伏町議会傍聴規則

昭和63年4月19日

議会規則第2号

改正 平成12年8月30日議会規則第2号

平成23年11月30日議会規則第1号

平成27年9月30日議会規則第1号

平成28年3月15日議会規則第1号

平成30年12月7日議会規則第1号

注 平成23年11月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、松伏町議会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けることができる。

(平23議会規則1・一部改正)

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、22人とする。

(平28議会規則1・一部改正)

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(平23議会規則1・平30議会規則1・一部改正)

(傍聴券)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

4 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(平23議会規則1・一部改正)

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 異様な服装をしている者

(7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(平23議会規則1・平27議会規則1・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

- (5) 電子機器等を携帯している者は、その電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (9) その他議場の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(平 2 3 議会規則 1 ・一部改正)

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第 1 0 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 1 1 条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 松伏町議会傍聴人取締規則（昭和 3 7 年松伏村規則第 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 1 2 年議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 3 年議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 7 年議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 0 年議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。